

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本方針は、株式会社ACCESS（以下、「当社」という）グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定め、株主・取引先・地域社会・従業員等のあらゆるステークホルダーとの円滑な関係を構築し、社会的責任を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を図ることを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社グループは、以下の企業理念を意思決定の根幹の考え方と位置づけ、すべてのステークホルダーの期待・信頼に応えるため、経営の適法性・健全性・透明性を確保するとともに、迅速な意思決定と効率的な業務執行並びに監督・監査機能強化を実現する経営体制を構築し、経営・執行責任の明確化を推進することともに、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組むこととする。

【企業理念】

IoT化を支える技術・製品を開発・提供し続けることによって、社会の変革と新たな価値創造に貢献することが当社グループの使命であり、「CONNECT YOUR DREAMS TO THE FUTURE.」のスローガンの下、以下の理念を意思決定の軸とする。

Vision Statement: 「技術」「知恵」「創造性」と「勇気」で世界を革新し続ける独立系、企画・研究型企業

Core Value: Unique/Fair/Open-minded

Unique……………個性、独創性を大切にし、先駆者を称賛する

前例のない挑戦に対する失敗は奨励

Fair……………顧客、株主、従業員とその家族、社会、多様な文化、価値観、技術を

広く尊重し、公明正大である

Open-minded……先入観、偏見、常識にとらわれない

国内にも海外にも広い視野を持つ

第2章 コーポレートガバナンス体制

(機関設計)

第3条 当社は、独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監査を行うことを確保するため、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を採用する。

2 当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、職務執行状況等の監査を実施する。

- 3 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性を高める。
- 4 当社は、経営の意思決定及び監督と業務執行を分離し、業務執行の機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を採用する。

(取締役会の役割)

- 第4条 取締役会は、法令、定款その他当社の規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う。
- 2 当社は、当社グループ全体の経営に関する基本方針及び重要施策について、迅速かつ適時に審議・決定することにより、効果的・効率的に経営を推進するため、経営会議を設置し、前項に定める事項の審議並びに前項に定める事項を除く業務執行の決定を行う。
 - 3 取締役会は、前二項に定める事項を除く業務執行に係る権限を、代表取締役社長執行役員に委任する。代表取締役社長執行役員は、業務執行に関する権限を、各業務を担当する執行役員に委任することができる。

(取締役会の構成)

- 第5条 取締役会の員数は、定款の定めにより10名以内（任期1年以内）とし、当社グループの事業推進、経営監督の視点から、様々な知識、経験、能力を有し、多様性を備えたメンバーにより構成する。
- 2 監督機能の強化や当社グループの経営に対する助言を得るため、独立社外取締役会を選任することとし、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を、実質面においても確保するため、当社の独立性判断基準を策定する。

(取締役の選解任)

- 第6条 取締役会は、取締役候補者について、指名・報酬委員会に諮問の上、原則として次に掲げる事項を充たす者を選任するものとする。
- ① 当社グループの経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること
 - ② 社外取締役候補者については、前号に定める要件に加えて、当社の経営に関する助言及び監督機能を発揮することに関し、その経験、知識専門性等を考慮する。また、当社及び東京証券取引所の定める独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められること。
- 2 経営計画の大幅な未達が継続し、業績回復の兆候が認められない場合や、重大な不祥事、コンプライアンス違反が発生した場合など、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が困難と認められる場合には、取締役会は、指名・報酬委員会において審議の上、取締役の解任について検討する。

(取締役の兼任)

- 第7条 取締役が当社以外の役員等を兼任する場合には、当社取締役としての役割・責務を適切に果たすことが出来る範囲内とする。また、重要な兼任の状況については、これを開示する。

(取締役会の実効性評価)

第8条 取締役会は、取締役会全体の実効性を担保するため、取締役会の活動状況について、年1回、分析・評価を実施する。

(監査役・監査役会の役割)

第9条 監査役及び監査役会は、株主の負託を受けた独立の機関として、法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、取締役の職務の執行を監査するなどの役割・責務を果たす。

(監査役会の構成)

第10条 監査役の員数は、定款で定める4名以内とし、その半数以上を社外監査役とする。また、社外監査役のうち1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者とする。

- 2 監査役会は、監査役に必要な知識・経験・専門能力を有する者によって構成し、監査役会全体として専門性等のバランスを確保する。

(監査役の選任)

第11条 監査役は、監査に必要となる豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有するものを選任する。社外監査役は、中立的・客観的な視点を持つものであって、当社及び東京証券取引所の定める独立性判断基準を充たす者を選任するものとする。

- 2 取締役会は、監査役候補者の選定及び社外監査役候補者の独立役員の指定について、指名・報酬委員会に諮問し、監査役会の同意を経て決定する。

(監査役の兼任)

第12条 監査役が当社以外の役員等を兼任する場合には、当社監査役としての役割・責務を適切に果たすことが出来る範囲内とする。また、重要な兼任の状況については、これを開示する。

(指名・報酬委員会の役割及び構成)

第13条 指名・報酬委員会は、当社及び当社子会社に関する次の事項について審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

- ① 取締役の選任及び解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ② 代表取締役の選定・解職に関する事項
- ③ 役付取締役の選定・解職に関する事項
- ④ 取締役の報酬等に関する事項
- ⑤ 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ⑥ 執行役員の選任及び解任に関する事項
- ⑦ 独立役員の独立性の基準に関する事項
- ⑧ 後継者計画（育成を含む）に関する事項
- ⑨ 前各号を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
- ⑩ その他、前各号に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

- 2 指名・報酬委員会は、代表取締役、独立社外取締役及び取締役の決議によって選任された取締役で構成する。
- 3 指名・報酬委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならない。
- 4 指名・報酬委員会の委員長は、独立社外取締役の中から指名・報酬委員会の決議によって選定する。

(役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針)

第14条 当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりとする。

- ① 取締役の報酬は、その役割と責務及び当社の中期計画並びに業績への貢献度等により決定する。
- ② 取締役の報酬に関して、「公正性」、「透明性」が高く、業績に対する報酬として妥当な水準とするため、指名・報酬委員会に諮問の上、具体的な金額を決定する。
- ③ 取締役の報酬体系は、「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」で構成され、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で支給する。
- ④ 基本報酬は、各取締役の役員に基づく定額報酬とし、経営環境や他社水準等を考慮し決定する。
- ⑤ 賞与は、単年度の業績や個人別評価に応じて決定する。
- ⑥ 株式報酬は、譲渡制限付株式により、「在籍条件型」と「業績条件型」で構成する。
- ⑦ 社外取締役を含む非常勤取締役の報酬等は、基本報酬と株式報酬（在籍条件型のみ）で構成する。
- ⑧ 監査役の報酬は、基本報酬のみで構成し、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

(取締役・監査役等の研修等の方針)

第15条 当社は、就任時及び在任中継続的に、取締役及び監査役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会の提供を行う。

第3章 株主の権利・平等性の確保、株主等との対話

(株主の権利・平等性の確保)

第16条 当社は、株主の権利及び平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。

(株主総会)

第17条 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に経営に反映されるよう株主の視点に立ち十分な環境整備を行う。

- 2 当社は、株主が株主総会においてその権利を適切に行使するために必要と考えられる情報について、株主総会招集通知、参考書類及び事業報告における情報提供の充実を図り、株主が議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト

等において、その内容を開示する。

(株主等との対話)

第18条 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取締役または執行役員による様々なIR活動を通じて、株主等との建設的な対話を推進する。

- 2 当社は、IRを担当する部門を設置し、取締役または執行役員と連携して、当社グループの経営環境、経営戦略及び財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR・SR活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実にむけ取り組む。
- 3 当社は、株主との対話においてインサイダー情報を伝達しないことを徹底し、四半期決算日の翌日から決算発表日については、未公表の決算情報の漏洩を防止するため、「沈黙期間」として、公平性の確保に取り組む。

(政策保有株式)

第19条 当社は、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。

- ① 上場株式の政策保有は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、長期的・安定的な取引関係の維持・強化を図るなど経営戦略の一環として、必要と判断した企業の株式のみ保有し、資本効率やリスク・リターン観点から、適切な水準となるように努める。
 - ② 当社及び政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的の適切性や取引の合理性、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。
 - ③ 個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行う。
- 2 当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレートガバナンス体制の確立や持続的な成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。
 - 3 前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

(関連当事者間取引)

第20条 当社は、当社と取締役または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）が、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、次の態勢整備を行う。

- ① 「取締役規程」において、利益相反行為の禁止等について定める。監査役は、監査役監査基準の定めに基づき、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する
- ② 「関連当事者取引管理規程」において、取締役との関連当事者取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要があることについて明記する

第 4 章 ステークホルダーとの協働

(行動規範)

第21条 当社は、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの権利・立場を尊重し、法令順守はもとより、社会通念及び社会的良識に従って、誠実に事業活動を行うことを「企業行動基準」に定め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくことを通じて、ステークホルダーとの良好な関係を築き、適切な協働に努める。

(ダイバーシティ&インクルージョンの推進)

第22条 当社は、企業理念において、「Unique」「Fair」「Open-minded」をCore Valueとし、多様な価値観や獨創性、専門性によって、世界を革新し、企業価値を高めていくため、国籍、性別、年齢等を問わず、多様な人材と一緒に生き生きと働ける環境づくりを目指し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進する。

(内部通報制度)

第23条 当社は、「内部通報制度及び通報者の保護に関する規程」を整備し、匿名及び外部窓口による方法も含め、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付けることで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正する。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第24条 当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金制度の所管部門において、適切な資質を持った人材を配置するとともに、専門性向上に向けた外部研修への参加等により人材育成を図る。

- 2 運用委託先の選定・評価にあたって、従業員との利益相反が生じないように、スチュワードシップ・コードへの取組状況を確認し、年金資産の運用状況の定期的なモニタリングを実施する。

第 5 章 情報開示

(情報開示と透明性の確保)

第25条 当社は、ステークホルダーからの信頼の維持・向上及び経営の透明性向上を図るため、「ディスクロージャポリシー」に基づき、「適時」、「公平」、「明瞭」、「正確」な情報開示を行う。

- 2 当社は、金融商品取引法、その他の法令及び東京証券取引所の規則で定められた情報を開示するほか、経営環境、経済・業界動向等を勘案し、社会的要請が高いと判断する情報を開示する。
- 3 当社は、各種媒体を活用し、より多くの方に情報開示を行うように取り組む。
- 4 開示にあたっては、インサイダー情報の管理を適切に行うほか、株主間において、実質的な情報格差

が生じないように留意する。

第 6 章 その他

(改廃)

第26条 本基本方針の制定・改廃は、取締役会の決議による。

(2020年3月13日策定)

株式会社ACCESS